

(別紙)

# 「健やか親子21」の推進状況に関する実態調査票

都道府県用

都道府県名 ( )

課 記入者名

電話

FAX

## 調査票の記入に際しての留意事項

この調査は母子保健の国民運動計画である「健やか親子21」の第2回中間評価の資料となるものです。これまでの取組の状況と今後の取組の計画についてお答え下さい。

1. 回答については、該当する選択肢を選んでその番号に○をつけてください。ただし、問4(2)(3)については該当する数字を記入してください。

2. 設問や選択肢の中の表現については、以下のようにお考えください。

問5-①「充実した」

予算額だけの評価ではなく、事業の見直しや関係機関との連携強化などにより、事業の質を向上させた場合も含む

問5-①「縮小した」

予算額の大幅な削減、または、投入する労力の減少

問5-②「定期的」

毎年、もしくは2～5年など間隔を決めている

問5-③「関係機関」

庁外の公的機関や施設（教育委員会を含む）

問5-⑤, ⑥「具体的に」

計画書に当該対策について、具体的な取組が記載されている

問5-⑤, ⑥「項目のみ」

計画書に「〇〇対策に取り組む」といった項目だけの記述がされている

問5-⑦「成果（アウトカム）指標」

「健やか親子21」の「保健水準の指標」や「住民自らの行動の指標」のように、母子保健活動の成果として期待される子どもや親の状態や行動に関する目標

問5-⑧「事業量の目標」

「健やか親子21」の「行政・関係機関等の取組の指標」のように、取組の有無や事業やサービスの回数、その利用者数など事業量に関する目標（健康診査の受診率も含む）

問1 都道府県版の「健やか親子21」の中間評価を行いましたか。あてはまる状況に1つだけ○をつけてください。

1. 「健やか親子21」単独の中間評価をおこなった
2. 次世代育成支援行動計画等、他の計画の一部として中間評価をおこなった
3. その他の形で中間評価をおこなった(具体的に )
4. 中間評価は行わなかった
5. 「健やか親子21」が策定されていなかった、もしくは他の計画にも盛り込まれていなかった

問2 「健やか親子21」の推進状況やその課題について、住民や関係者と協議を行っていますか。

1. 母子保健運営協議会等で協議をしている
2. 健康づくり推進協議会等で他の世代の保健事業と一緒に協議をしている
3. その他( )の協議会等で一緒に協議をしている
4. 協議の機会を特に持っていない

問3. 「健やか親子21」の推進に関わっている方(担当者)が、下記の計画の策定に関わっていますか。関わり方について、あてはまる欄に○をつけてください(それぞれの計画策定につき1つずつ○をつけて下さい)。

	1.策定の主体となつて取り組んだ	2.主管部署と共同で策定した	3.主管部署から意見聴取をされた	4.策定にはほとんど関わっていない	5.計画が策定されていない
次世代育成支援行動計画	1	2	3	4	5
健康増進計画	1	2	3	4	5
食育推進計画	1	2	3	4	5
医療計画(周産期医療)	1	2	3	4	5
医療計画(小児医療)	1	2	3	4	5

問4 「健やか親子 21」や「子ども・子育て応援プラン」等に盛り込まれた個別の施策に関する平成 21 年度の取り組み状況についてお尋ねします。

(1) 都道府県における取組の有無をお答えください。

(都道府県用)		1. 取り組んでいる	2. 取り組んでいない
思春期の保健対策の強化と健康教育の推進	人工妊娠中絶、性感染症、薬物乱用問題に関する取組の推進	1	2
妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保と不妊への支援	満足できる「いいお産」について医療機関等と連携した取組の推進	1	2
	産科医師の確保・育成	1	2
	助産師の確保・育成	1	2
母乳育児の推進	医療機関等関係機関・団体と連携した取組の推進	1	2
	授乳室の設置など授乳しやすい環境づくりの促進	1	2
小児保健医療水準を維持・向上	小児科医師の確保・育成	1	2
	小児の二次救急体制の整備	1	2
食育の推進	効果的な情報提供体制の整備	1	2
	関係機関等のネットワークづくりの促進	1	2
	食育の取り組み事例の収集及び検証の促進	1	2
子どもの生活習慣の改善	教育委員会との連携を活用した取り組みの推進	1	2

(2) 以下の項目について、該当する保健所の数をお答えください。

該当保健所数／保健所総数

子どもの心の安らかな発達の促進と育児不安の軽減	周産期医療施設から退院したハイリスク児へのフォロー体制が確立している保健所の数	/
	育児不安・虐待にかかる親のグループ活動支援を実施している保健所の数	/

(3) 以下の項目について、該当する箇所数をお答えください。

精神保健福祉センターが把握している思春期関連の相談ができる医療機関の数	箇所
※精神保健福祉センターが把握していない場合は、保健所での把握数をお書きください。なお、その場合、医療機関を把握している保健所の数を備考にお書きください。また、精神保健福祉センター、保健所ともに把握していない場合は、その旨備考にお書きください。ただし、政令市・特別区の情報は加えないでください。	(備考)

設置箇所数／小児病棟を持つ病院

小児病棟を持つ病院における院内学級(養護学校の分室を含む)の設置数	/
小児病棟を持つ病院における遊戯室(プレイルーム)設置数	/

※NICU、新生児病棟は小児病棟に含まない。ただし、政令市・特別区の情報は加えないでください。

子どもの心の専門的な診療ができる常勤医師がいる児童相談所数	箇所
子どもの心の専門的な診療ができる医師(兼任・嘱託・非常勤等)がいる児童相談所数	箇所
管内の全児童相談所数	箇所

※ 子どもの心の専門的な診療ができる医師とは、児童精神科医師を指します。

※ 指定都市、横須賀市、金沢市を除いてお答え下さい。